

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、公害等調整委員会で発行しているリーフレット、総務省で発行している広報誌「総務省」への記事掲載についてご紹介します。

1 リーフレット「困ったときは公害紛争処理制度で「解決」」を発行

公害紛争処理を紹介するリーフレットについて、リニューアルし、「困ったときは公害紛争処理制度で「解決」」として発行しました。

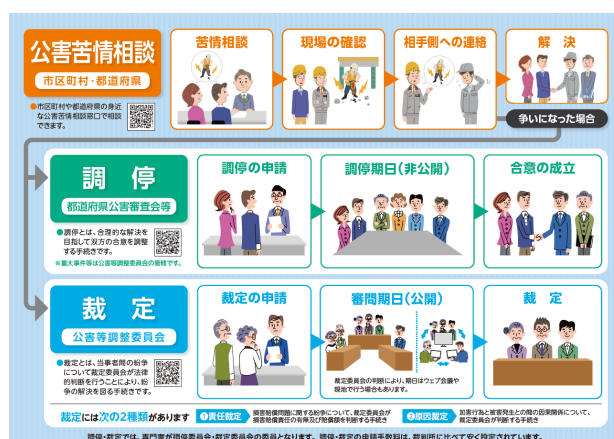
審問期日等へのウェブ会議方式による参加が可能となるなど、公害紛争処理手続の利便性が向上したことを広く知っていただくため、一般の方向けに、公害紛争処理制度及び公害苦情相談を紹介するリーフレットを発行しました。

公害苦情相談、公害紛争処理制度の調停・裁定について、イラストとフローチャートを用いて、解決までの流れを簡潔に説明しています。

騒音や大気汚染などでお困りの方に公害紛争処理制度を気軽に利用していただけるように、順次、各地方公共団体の公害苦情相談窓口等に配置していきます。



(表面)



(裏面)

公害紛争処理制度のリーフレットは、以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/main_content/001025419.pdf



公害等調整委員会ホームページには、公害紛争処理制度や公害等調整委員会などについて紹介するパンフレット・リーフレットを掲載しています。以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>



2 広報誌「総務省」への情報掲載について

総務省が毎月発行している広報誌「総務省」の令和7年7月号「MIC NEWS 03」において、「公害苦情相談窓口」と「公害紛争処理制度」を紹介しています。

記事では、公害紛争処理制度を一般の方にも広く知っていただくために、公害苦情相談窓口に相談した際の解決までの流れを、イラストを用いて分かりやすく解説しています。

また、公害苦情相談で解決できないときなどに利用できる「公害紛争処理」の制度をご紹介します。典型7公害でお困りの際には、「調

停」や「裁定」といった「公害紛争処理制度」を利用することができます。

広報誌「総務省」は、総務省ホームページの広報誌コーナーに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

広報誌「総務省」令和7年7月号は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/02koho03_03005317.html



03 騒音や大気汚染などに困ったときは…市区町村等の「公害苦情相談窓口」に相談できます

このような被害でお困りですか？

騒音

・夜間静寂地域の騒音がひどく、安眠できない。
・工場・店舗の音がやかましく、保護がされない。

大気汚染

・工場からの煙や粉じん、油や塵、臭気などが汚れる。
・農田・畑の土壌中に有害物質が含まれているかもしれない。

「騒音」などによる被害でも、相当範囲にわたる（ある程度の広がりがある）場合は、「公害」となります。公害の種類のうち、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「電磁波」「電磁界」のことを、「典型7公害」と呼んでいます。

公害で困ったら市区町村等の「公害苦情相談窓口」に相談することができます

解決までの流れ

1 苦情相談

市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の担当職員にご相談ください。

2 現場の確認

担当職員が、相談を受けたことについて被害の実態などを確認します。

3 相手側への連絡

被害の原因や原因がはっきりすると、担当職員が関係者に対し改善のための指導や助言を行います。

4 解決！

このようにして公害実態の解決に努めています。

市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の連絡先は、公害等調整委員会ホームページに掲載されています。
https://www.soumu.go.jp/kouchol/complaint/soudan_madoguchi.html

公害苦情相談窓口は
こちらから

公害苦情相談で解決できないときは

典型7公害の場合は、「調停」や「裁定」といった「公害紛争処理」の制度を利用することができます。詳しくは、公害等調整委員会のホームページをご覧ください。

調停・裁定では、専門家や公害に関する知識がある方が調停委員会・裁定委員会の委員となります。また、申請手数料は裁判所に比べて安く設定されています。

調停

調停とは合意的な解決を目指して双方の合意をはかる手続です。
申請先は各都道府県に置かれている公害等調整委員会等になります（重大事件を除く）。

裁定

裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が法的判断を行うことにより、紛争の解決をはかる手続です。
申請先は公害等調整委員会（国の機関）です。

調停の申請

裁定の申請

調停期日（非公開）

審問期日（公開）

※裁定委員会の判断により、原則はWeb会議や遠隔で行う場合もあります。

合意の成立

裁定

総務省公害等調整委員会事務局 TEL 03-3581-9959
 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
 （祝日および12月29日～1月3日は除く）
 公開費 公害相談ダイヤル
 e-mail kouchol@soumu.go.jp
 URL <https://www.soumu.go.jp/kouchol/>

公害等調整委員会 申請

3 令和7年度「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」の開催について

公害等調整委員会では、公害紛争や公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うとともに、事務の円滑な促進等に資することを目的に、全国を6ブロックに分け、関係都道府県・県庁所在市（開催県及び開催市）の協力を得て「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催しています。

令和7年度は、10月から11月にかけて、下記のとおり開催を予定しています。

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



令和7年度ブロック会議開催予定

ブロック	開催地	日程
北海道・東北	福島県福島市	11月28日（金）
関東・甲信越・静岡	群馬県高崎市	10月24日（金）
東海・北陸	富山県富山市	10月31日（金）
近畿	大阪府大阪市	11月14日（金）
中国・四国	徳島県徳島市	10月3日（金）
九州・沖縄	沖縄県那覇市	10月9日（木）・10日（金）